

第9次 宇都宮市交通安全計画

平成23年6月
宇 都 宮 市

はじめに

本市では、交通安全対策の総合的な推進を図るため、交通安全対策基本法（昭和45年法律第110号）に基づき、昭和46年度以降、これまで8次にわたる交通安全計画を策定し、国、県、警察等の関係機関や団体と連携のもと各般の交通安全対策を実施してきました。

その結果、昭和45年には83人であった交通事故死者数は、平成22年には28人とほぼ3分の1まで減少しました。

これは、行政や関係する交通安全団体のみならず、市民一人ひとりの長年にわたる努力の成果であると考えられます。

しかしながら、交通事故の発生件数は年間3,000件を超える状況で推移しており、更なる減少が求められています。交通事故の防止は、市や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが全力を挙げて取り組まなければならない緊急かつ重要な課題であり、「交通事故のない社会」の実現を目指し、交通安全に関する総合かつ長期的な施策の大綱を定め、これに基づいて諸施策を強力に推進していかねばなりません。

このような観点から交通安全対策基本法に基づき、平成23年度から平成27年度までの5年間に講ずるべき交通安全に関する施策の大綱を定めた「第9次宇都宮市交通安全計画」を宇都宮市交通安全審議会からの答申を得て策定しました。

本市の交通事故を防止するため、この計画に基づき、市民と各関係機関等が一体となって交通安全施策を推進することにより、「みんなが安心して暮らせるまち」を目指していきます。

目 次

第 1 章	計画の概要	1
1	計画の目的	1
2	計画の期間	1
3	計画の基本的な考え方	1
4	計画の位置付け	2
第 2 章	交通の現状と今後の課題	3
1	交通環境	3
(1)	主要交通網の状況	
(2)	交通関係統計の推移	
2	交通事故の現状	7
(1)	全国，栃木県，宇都宮市の交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移	
(2)	月別交通事故発生状況	
(3)	時間帯別交通事故発生状況	
(4)	事故類型別交通事故発生状況	
(5)	車両相互の事故における主な状態別発生状況の推移	
(6)	第 1 当事者の原因別発生件数の割合	
(7)	人口当たりの年齢別交通事故発生件数	
(8)	中核市との比較	
(9)	世代別交通事故発生状況	
(10)	歩行者の交通事故	
(11)	自転車の交通事故	
(12)	飲酒運転による交通事故	
(13)	道路別の交通事故	
(14)	死亡事故	
(15)	暴走行為等による 110 番受理件数	
3	交通事故の特徴	2 5
(1)	年代別	
(2)	事故類型・状態別	
(3)	道路別	
(4)	死亡事故	
4	交通事故のない社会の実現に向けた課題	2 7
(1)	市民一人ひとりの交通安全意識の向上	
(2)	地域住民と連携した道路交通環境の整備	
(3)	地域における道路交通秩序維持	
(4)	関係機関・団体との連携の強化	

第3章	交通安全計画における目標	29
1	目標	29
	(1) 交通事故発生件数	
	(2) 交通事故死者数	
	(3) 交通事故負傷者数	
2	目標達成のための方向性	31
	(1) 重点施策の設定	
第4章	交通安全施策の推進	32
1	市民一人ひとりの交通安全意識の向上	33
	(1) 子どもから高齢者まで生涯にわたる交通安全教育の推進	
	(2) 自転車利用者への交通安全教育の推進	
	(3) 交通安全運動の推進	
	(4) 広報啓発活動の推進	
2	地域住民と連携した道路交通環境の整備	43
	(1) 交通事故多発地点の安全性向上の推進	
	(2) 自転車や歩行者の通行空間の確保	
	(3) 交通安全に配慮した道路交通環境整備の推進	
3	地域における道路交通秩序の維持	47
	(1) 市民に広く普及している自転車の交通事故防止のための地域活動の促進	
	(2) 公共に脅威を及ぼす暴走族や飲酒運転を許さない地域づくり	
4	救助・救急対策の推進	49
	(1) 救助・救急体制の充実	
	(2) 応急手当の普及啓発活動の推進	
5	被害者対策の推進	49
	(1) 被害者相談窓口の周知など被害者対策の推進	
6	施策の活動指標	50
第5章	計画の推進に向けて	52
1	推進体制	52
	(1) 全ての関係機関等が連携した推進体制	
	(2) 庁内推進体制	